厚生年金保険法第百三十八条第六項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百三十八条第六項
法第百十二条第四項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十二条第四項
厚生年金保険法第百三十条の二第二項	平成二十五年改正法附則第十一条第一項
同法第百六十一条第一項に規定する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
第八十二条各号列記以外の部分	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第八十二条第一号	
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第八十二条第三号	
法第百十三条第一項に規定する解散厚生年金基金等	解散し、又は消滅した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金
法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十三条第一項	
法第百十三条第一項の規定により徴収する責任準備金に相当する額	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十三条第一項の規定により徴収する平成二十五年改正法附則第八条に規定する責任準備金相当額
第八十四条	
法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十五条各号列記以外の部分	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項
第八十六条	
法第百十四条第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十四条第一項

第八十七条第一項各号列記以外の部分	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
厚生年金基金令	経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令
第八十七条第二項	
法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法
厚生年金基金	存続厚生年金基金
第八十八条の三第一項	
法第百十五条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の二第二項
法第百十五条の五第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の五第二項
法第九十一条の二第二項	平成二十五年改正法附則第六十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の二第二項
法第九十一条の三第一項	平成二十五年改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第九十一条の三第一項
連合会	存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。）
第八十八条の三第二項	
法第百十五条の三第二項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の三第二項
法第百十五条の四第二項	平成二十五年改正法附則第六十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の四第二項
厚生年金基金の厚生年金保険法	存続厚生年金基金の平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第九十三条第一項	
法第百十五条の二第一項及び第百十七条の二第一項	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第百十五条の二第一項